

公共財としての遺産 —歴史的建造物の公共性について—

Heritage as Common Good - The case of the architectural heritage

ウーゴ ミズコ (学習院女子大学) UGO, Mizuko (Gakushuin Women's College)

1. 「パブリック」の概念

ここではパブリックという概念を軸に、主として西洋における文化遺産や自然遺産（以下、遺産という）の公共性にまつわる議論を考えてみたい。一般に、「パブリック」という概念には二通りの考え方がある。一つ目は、プライベート、私有に対する、つまり公、公有という考え方。二つ目は、シークレットに対するパブリック、つまり、秘密、非公開に対する公然、公開という考え方である。いずれも利益や利権にかかわり、私益と公益、個人の利益と集団の利益の対立とも言える。古代より、個人や法人の権利や義務を定める私法、さらに、国や公共と個人の間を定める公法は対立してきた。古代ローマの法令は私の権利を擁護したことで知られるが、事実、ビザンティン皇帝ユスティニアヌスが6世紀に完成させたローマ法大全 (Corpus Iuris Civilis) を基盤として、個人の権利 (Pandetteの権利) は発展する。19世紀まで、家族、個人所有、契約、遺言書等、個人にかかわる権利や義務が重視されてきた。これに対して、公法の整備は14世紀より確認されるが、本格化は近代国家設立の時代を待たなければならない¹⁾。以上の歴史的背景を踏まえた上で、遺産の公共性を、所有形態とは無関係に、何らかの形で一般の人々が遺産に関わる可能性、という意味で捉えてみたい。ここでの遺産は、指定文化財に限らない。文化遺産や自然遺産、または広い意味での歴史的建造物といった有形のものである。

2. 公共財としての文化遺産・自然遺産

文化遺産や自然遺産の保護と活用においては、独自の方針や方法が確立されている。そこでは様々な取り組みのなかで、歴史的・芸術的・考古学的・人類学的に価値のある資産を今後の社会発展のために活かすことが目標となっている。しかしながら、このような取り組みは、多くの場合、直接の対象である遺産の「保護」に集中し、「文化財・自然遺産保護」の領域内の検討に終始することで、激変する社会情勢から取り残されてしまうことがある。結果、遺産の保護は社会の発展や変化の一側面と

して捉えられるどころか、場合によってはその妨げと考えられることで、遺産の保護と活用自体が行き詰まってしまうことも多々ありうる。この状況を少しでも改善すべく、社会における遺産の立場、その所有や伝統的な管理のあり方 (公共、民間、個人) が注目されるようになった。近年は遺産の保護と活用の分野にとどまらず、これまで交流の少なかった社会学、経済学、法学といった他分野との連携が重視されるようになってきている²⁾。文化遺産 (博物館や美術館を含む) や自然遺産を公共財として捉えるなかから、公共財のあり方や扱い方に関する議論が文化財等に導入されるようになった。

より良い社会を考える中で、1970年代後半以降、公共財についての議論が活発になっており、その所有や管理についてさまざまな解決方法が提案されてきた³⁾。

一般に公共財といえば、牧草地や森林、池や海岸といった地球環境に付随する資源のことなのかもしれない⁴⁾。しかし、コモンズ研究を基にした公共財の管理方法は多くの分野に大きな刺激を与えている⁵⁾。遺産の保護と活用の分野もまさにその影響下にある。公共財を、社会に役立ちコミュニティに資する資源だと考えるならば、その中には文化遺産と自然遺産も含まれるだろう。この見解に沿って、公共財の考え方や管理の仕方を遺産の扱いにも適用すべきと考えるようになった近年の議論をピックアップしてみたい。文化財を、19世紀や20世紀前半までに確立された特別なモノとしてではなく、社会に自然と溶け込んでいる文化遺産、自然遺産として捉えること、さらに文化財保護を、哲学、社会学、経済学の方法を借りてより良く実践しようとする道が現在注目されつつある。

3. 公共財とその管理

数十年前から、社会における様々なサービスが徐々に官から民へと移り変わってきている。この傾向は、公共財、そして遺産関連事業でも同様であり、文化財保護に最も相応しいあり方が民営化なのか、についてははまだ議論され続けている。

この問題は、言うまでもなく社会全体と関連してお

り、文化財保護の領域のみで解決されることはありえない。そうしたなか、文化財を人間の「福祉 Wellbeing」の一部として捉え、社会学、哲学、経済学における考え方や方法を文化財の領域に適用する流れが出てきた⁶⁾。

公共財は、これまで倫理、歴史、法によって捉えられてきたが、こうした価値観は現在も依然として有効である。また、公共財が備える価値として、市場の価値も挙げられる。美術史家やインテリのなかには、この市場価値を積極的に捉えなければいけないと考える人も多い。加えて、ここ数年は、公共財管理の最も良いあり方として、民営化へ進む必要性を主張し、公共財は何らかの利益を生まなければいけないことが政治家の間で統一的な見解になっているくらいである。言い換えれば、利益を出すことに公共財の価値が見出されているのであり、公共財が市場の情勢に影響されることは当然と思われる。だが、はたしてそうだろうか。また、このような利益重視の考え方を遺産や公共建築にもすべきだろうか。

以上のような公共財のあり方の問題として、しばしば事例に挙げられるのが「共有地（公共財）の悲劇」(the tragedy of the commons)である。周知のように、「共有地の悲劇」は、アメリカ人の生物学者、G. ハーディンが、1968年に科学雑誌『サイエンス』に発表した有名な論文の題目である⁷⁾。しかしながら、時が経つにつれて、「公共財の悲劇」というイデオロムは、ハーディンの結論だけを強調し、私有化の有効性を訴えるべく用いられるようになった。ハーディンの考えによると、公共財は公共の財であるがゆえに、それを利用する権利を持つ人は、自身のために最大限に公共財を利用する。この制限の無い利用によって、公共財は消費されてしまい、最終的にそれを共有しているコミュニティにとって公共財は不足の事態に陥るのである⁸⁾。

最も有名でわかりやすい事例が牧草地である。羊飼いの利益は、牧草をできるだけ利用し、自分が所有する羊を増やすことからなる。しかし、複数の羊飼いが共有する牧草地でこのような振る舞いが横行すれば、羊は増えすぎ、牧草が不十分になり、牧草が支えていた経済の仕組みは崩れてしまう。当初、利益を出していた共有の牧草地という経済的な仕組みが崩壊してしまうのである。この事例によって、牧草地を共有するコミュニティが公共財を管理しきれないことがあきらかとなり、最終的に、公共財の私有化 (privatization) が提案されるのである。

ただ実のところ、ハーディンの提案の重要性は、以上のような結論にあるのではなかった。結論は、あくまで

やむを得ない解決方法にすぎない。重要なのは、資源管理の必要性を人々に意識させるだけでは不十分であると指摘したところにある。人々はまず、資源利用の調整ルールに同意する必要がある。そして、このルールは人々の生活習慣や価値観までを変えるほどに明快で、場合によっては強制を伴う必要すらある。このようにハーディンは、人々の倫理観の転換、新しい振る舞いや生き方の必要を論じたのであって、たんに資源の所有を公共から個人にすべきと訴えたのではなかった。実際、ハーディンは「技術的な解決方法」(technical solution) は不可能であると論じ、人々の倫理観さえ覆すような規則の必要に活路を見出した。

ハーディンの論文より、三十年後の1998年に、アメリカ人の法律家、M. ヘッラーは「非共有地の悲劇」(the tragedy of the anticommons) を発表した⁹⁾。論文の副題に説明されているように、ヘッラーは、共産主義政権崩壊後のロシアや東ヨーロッパにおける不動産所有の民営化過程を分析している。そこでは、多数の購買者を募るべく不動産所有権を細かく分散させたが、所有権が小さすぎ十分な利益を生み出すにいたらなかった事実を確認している。さらに、所有者ごとに意向が異なるがゆえ、所有物の活用が不十分で収益はますます落ち込んだ。ヘッラーは、ロシアの不動産の居住権、借地権、利用変更権の分割販売のほか、阪神・淡路大震災後の神戸市の復興にまつわる問題も考察している。

やむを得ず資源の私有化を示唆したハーディン、所有権を公に残すべきというヘッラー、両者の立場を踏まえると、前者は資産所有の共有化が資源の使い過ぎに、後者は資源所有の細かい分散が資源の使いにくさに繋がり、どちらにしても「悲劇」を招いてしまうのであった。

こうした問題に対処すべく、一定の限られた者のみによる資産の所有も提案されたが、それもやはり望ましくないだろう。

M. オルソン¹⁰⁾によると、公共財を共有し、グループとしてそれと利害関係にある人々と、そのグループの一人である個人の利益とは、どうしても衝突する。公共財を共有するグループのメンバーは共通の利益のため合意を得て行動を起こすはずなのだが、実際には個人はそれぞれ自分の利益のために行動し、市場の競争原理に振り回される。つまり、オルソンはグループの利益よりも個人の利益の方が必ず勝るため、グループのルールを守る人々にプラス利益を確保するか、規則を強要する、のどちらかしかない、と指摘している。

共有財の利用について、関係者全てのグループとしての利益と、それぞれ個人の利益の衝突をどのように解決

できるのかという以上の問題に取り組み、解決方法を提案したのは、経済学者、E. オストロム¹¹⁾である。オストロムは、ハーディン等の研究を参考にした上で、世界各地のいくつかの具体的なコミュニティを選択し、それぞれの公共財の伝統的な管理方法を分析した。オストロムが分析したアジア、北米、中央ヨーロッパのコミュニティは、漁業のできる海域や牧草、森林や土地、水路などと、それぞれの資源使用にルールを設けている。これらのコミュニティは、何百年にも渡る資源利用の調整を自分たちで決めたルールにしたがっておこなっている。オストロムは、これらのコミュニティでは公共財の管理や生産は共有化されており、そのルールに従わない者は、利益の享受から外されてしまうことを確認している。彼らは限りある資源を協力しあって利用し、その有効な利用方法を新しい世代に受け継ぎ、長期的に継続させている。

オストロムの著書『Governing the Commons』は、国など官による柔軟性のない管理システムと、市場原理が左右する民のシステムの対立を避けるべく、世界中に見られる公共財の共有管理の伝統や習慣を再評価したものである。コモンズ (Commons)、すなわち、共有の土地や資源においては、地域ごとに細かい利用規則や習慣が共有政策に他ならず、それらはコミュニティ内で決められる。各コミュニティでは、共同体、すなわち、コミュニティ内でルールを定め、自分たちでその運用を行うことこそ最善、とするのがオストロムの主張である。オストロムが推奨する資源管理方法は、資源を有するコミュニティがそれぞれ、実際的な必要に応じてふさわしい管理や政策を築きあげている事例を手本とし、公共財の周りに関連のコミュニティを創出する策と言え、その内容は文化遺産の活用にも大いに適用可能な方法に思われる。

事実、文化遺産や自然遺産の領域でも、近年、専門家たちはオストロムが示した事例に注目するようになってきている。ただし、コミュニティの規模によって事情は異なる。すなわち、コミュニティが一万五千人を超えるような場合には、やはりコミュニティ内の規則が守られるよう働きかける機関、官の役割が必要だろうと推定された。人口が大きくなると、コミュニティを構成するメンバー間でなされる互いのコントロールと共有のものとして得られる利益の調整はどうしても複雑化してくるので、役所や公共機関が積極的に働きかけ、コミュニティ全体の利益が守られるようにする必要があるだろう。いずれにしても、公共財の周りにコミュニティをつくり出すことを契機として、コミュニティは共有の

ためのルールを定め、公共財の維持に努めてゆくことが期待できる。この仕組みこそ、社会の将来をより良いものにしてゆくためのソーシャル・キャピタルと考えられる¹²⁾。

4. 「パブリック」な歴史的建造物

公共財の考え方を建築に応用するとどうであろうか。そもそも、たいていの建築は、公共性と無縁ではいられないはずだ。特に都市の中に建てられた場合、建物は都市景観の一部をなし、所有者が誰であっても、少なくともその外観は一般の人々の目にさらされる。

歴史的に見ると、たとえば西洋の中世都市では、個人的な権力の争いや自己顕示が壮麗な宮殿や背の高い塔に表現された。だが、ほどなくして、都市全体の美観に通じる制御力、すなわち、建築規制が公布された。都市の美観を規制する条例こそ、建造物がもつ公共性、その効果的な使用法をほのめかすように思われる。イタリア中部トスカーナ州のフィレンツェ市、あるいはシエナ市で塔の高さを制限する都市美観条例が出されたことは有名である。自分たちの都市や街が他のどこにも負けない特別な価値を持つために、個々の建築に規制がかけられ、その公共性が強調され、結果的に公共の利益が追求された。

また、ルネサンス以降の建築論には、「市民建築」が建築論と設計における重要なテーマの一つとして浮上してくる。多くの『建築論』では、宗教建築、軍事建築と並んで、都市内の一般的な建築、すなわち、市民建築と呼ばれる建築について、どういうふうにしてそれを建てるべきかが論じられている。

初期ルネサンスの建築家、フランチェスコ＝ディ・ジョルジョ・マルティーニは有力なメディチ家などに仕えた。作品の一つに、イタリア中部の都市、ウルビーノ市の宮殿パラッツォ・ドゥカーレの設計が挙げられる。パラッツォは、個人所有、権力者の館ではあるが、公共性の高い、ウルビーノ市全体の美観を左右する建造物である。

続くバロックの時代に、『市民建築』を出版した建築家、グアリーノ・グアリーニは17世紀北イタリアのバロック様式を代表する建築家である。作品のひとつであるトリノ市のパラッツォ・カリニャーノ宮殿は、当時の権力者の館でありながら、ファサードなどは都市の一部として建てられた。現在は、博物館として利用されており、その公共性が継続している。

18世紀の建築家フランチェスコ・ミリツィアが著した『市民建築の原理』でも、都市の建築の重要性が美観、

美しい都市を生み出す目的で説明されている。

近代国家が形成され、都市の工業化が進んだ時代に、市民建築から公共建築へ言葉が変わる。図書館や博物館、都市サービスや設備を提供する建築がクローズアップされる。行政サービスの一環として、都市計画などで必ず組み込まれるようになる。現代でも公共建築にはそういった役割がある。設計コンペ等で社会の注目を集めるとともに、まちづくりの起爆剤として地域環境形成に重大な影響を与えるところまで公共建築が担う役割は広がってきている。

では、遺跡や歴史的建造物の場合、「パブリック」はどのように捉えられるのだろうか。これに関しては、二つの関連するキーワードが考えられる。一つは、今回のメインテーマである公共財である。さらに、もう一つが、文化的自由である。両者を通じて、最終的には、人間開発、社会開発との接点までを見通すことができる。

(1) 公共財というキーワード

新築される建造物に公共性の概念が捉えられていたのと同様に、遺跡や歴史的建造物も徐々に公共財の範疇として捉えられるようになっていく。そして、それらを維持管理する際の考え方は、これまでに述べてきた公共財の議論、あるいは、経済分野の考えを積極的に導入したものとなっている。ただし、遺跡や建造物に関して注意しなければならないのは、とくに短期での利益を目的とする成長モデルにおいて、遺産（資産）を利用することが、逆に遺産の消耗を招いてしまうことである。したがって、どちらかと言えば持続的で長期的な維持管理のあり方が訴えられる。考えてみれば、これは当然のことで、遺跡や建造物が社会にもたらす利益はそもそも長期的な視点に立たねば見出しにくいものだ。

2005年に欧州会議がつくった条約に、社会における遺産の価値に関する条約がある¹³⁾。また、2011年にパリで行われたイコモス総会においても、「発展の原動力としての遺産」というテーマが掲げられた。ここでも、遺産が保存の分野のみならず、経済の状況、社会づくりと無関係ではいられないという認識が強くなる。とりわけ、環境や文化遺産の保存と活用が、社会づくりに重要な役割を果たすことができるという考えが徐々に拡大している事実を見逃すことはできない¹⁴⁾。これまでの研究の中で、公共財を有する社会は、結束力が強く、住みやすい（例えば、犯罪の少ない社会になる）ということが分かっている。そうした社会づくりの一環として、人間の環境および文化遺産の保存と活用は重要な役割を担う。それは、保護活動に地域コミュニティを参

加させることで、共通認識が生まれ、社会の将来を自分たちがつくり上げるのだという意識も高くなる。遺産が公共の活動範囲に存在し続けることによって、社会は多くの利益を得ることができる、と言える。

自然・文化遺産を公開し、人々がそれに関与できるようにするのは、管理や修理に当てる収益につながり、ひいては持続的な保存を可能とする。しかし、それ以上に、遺産の一般公開や公共化は、複数のコミュニティが遺産に関わることを活性化させる。遺産の所有意識が拡大し、遺産を通じて人々は他者と触れ合う。遺産を介した交流は、多民族社会において直接的に有効だが、たとえどのような社会においても利害の異なる複数のコミュニティが共存しているわけだから、やはり社会的団結には欠かせない手段となる。極論すると、遺産を訪れる海外の観光客でさえ、遺産を通じて関係を結ぶコミュニティの一つであり、こうした異質なコミュニティの交流は今後ますます重要度を持つにちがいない。

以上が、「公共の遺産」(Public heritage)の哲学的・倫理的基盤である。これらの遺産は、多民族・多文化社会における交流の一助であり、社会のソーシャル・キャピタルとも考えられる。

実は、文化遺産・自然遺産の社会貢献という課題は、決して近年の話題ではない。文化・自然遺産保護の国際的基盤や国際協力を振り返ってみると、既に1964年のヴェニス憲章の第五条に、歴史的建造物を社会に役立て活用することがその保存修復につながる、と記されており、文化遺産の社会的な役割が期待されている¹⁵⁾。さらに、1972年の世界遺産条約でも、文化・自然遺産が人々の日常生活に役立つべき、と強調されている¹⁶⁾。

所有者が国であろうと民間であろうと、議論されなければならないのは文化財の活用のあり方である。とにもかくにも市民が文化財にきちんとアクセスでき、それらを楽しめなければ意味がない。また、個々の文化財や自然遺産が保護されるとしても、文化財や自然遺産が社会全体として保護されることが重要だとされている。たしかに遺産には所有の問題が付いて回る。公共か、個人か。一方で、遺産には必ず芸術的、歴史的、文化的価値が認められる。この価値は、紛れもなく公共的なものであり、市民が享受し共有する文化遺産や記憶、つまり市民の公共財にほかならない¹⁷⁾。

(2) 文化的自由というキーワード

建造物および遺産の保存分野が他分野の知見を吸収すべく広がっている事実はすでに見たとおりだが、そうした他分野で主流をなす考え方も少しずつ変化が起きてい

るという事実も見逃せない。たとえば、これまで、人間開発 (Human development) という概念は、生命に関わる基礎的なもの、水、食糧、住居の供給が第一に考えられてきた。しかし最近では、それらをただ与えるだけではなく、むしろ、人間が自ら必要なものを確保する能力を尊重し、発展させる、あるいは、強化することを重視するようになってきている (strengthening the human capabilities)。

インドの経済学者、A. セン¹⁸⁾ は、人間の発展のために、発展させるべき能力を十個提案したが、その一つに、自身の「文化的能力」、文化的な側面 (cultural dimension) を作り出す、その能力の向上が挙げられている。文化的能力を高めるには、あらゆる「文化」に触れることが欠かせない。この概念は、M. ヌスバウム¹⁹⁾ とともに発展させた人間の「可能性」の概念、幸福生活を送るため、どのような可能性 (capability) を磨くべきなのか、という研究にも繋がっている。様々な文化へのアクセスを通じて、文化を楽しみ、文化的な事業に参加し、それを他人と共有することによって、自身の文化を理解することが可能になる。最終的には、個人の文化的な能力が向上する。センは、人間のもつ能力の中で、文化的なレベルが最も次元の高いレベルであると主張している。

以上に示した文化的能力の向上は、同時に、文化の多様性を保証するプロセスでもある。文化へのアクセスを通じて、文化のあらゆる解釈が可能になる。決まりきった文化的パターンではなく、定められた文化的慣習に自身をあてはめるのではなく、真の意味で「文化的自由」(Cultural Liberty, UNDP 2004年)²⁰⁾ を達成することにもなる。

5. まとめにかえて

現在の国際連合の専門機関、あるいはイコモスが力を入れている、遺産の「保護・活用」に関する議論は、社会学、経済学の知見と成果を取り入れながら、あらたな段階に進もうとしている。そのなかで、関係の度合いを深めつつある経済学分野でも遺産に注意を向けながらあらたな知見を創出してきている。そうした取り組みの先に、相乗効果として、遺産や歴史的建造物が真の意味で公共財として機能するようになり、より一層社会との密接な連携を実現するようになってゆくのではないかと期待する。

※拙稿の執筆にあたって、ユネスコ世界遺産センターの G. ボッカルディ氏より多くの貴重なヒントを頂いた (2012年11月、京都にて)。ここに感謝の意を示したい。

【注および文献】

- 1) Bobbio, N (1980): "Publico/Privato", Enciclopedia; Vol. XI, Einaudi, Torino, p.p.401-415. なお、西洋では近代のナポレオンによってローマ法が近代法の基盤とされたが、実は様々な文化圏において様々な法的概念が共存している。ローマ法と異なる要素としては、たとえばゲルマン系の法があり、こちらは個人ではなく、土地共有を重視している。さらに、ローマ法は法律条項からなるが、ゲルマン系の法と関連する英国やアメリカの Common Law は慣習や裁判の前例等を基盤とする。これらの法では「所有」の概念が異なり、ローマ法を基盤とする法律では極めて有形的な内容を指すのに対し、英国の法では所有物の利用といった無形的な側面も含む。Common Law では、公共財、コモンズは、古くから非常に重要な位置づけにある。本稿で紹介する英語圏の経済学者の研究は、この Common Law の考え方を基盤としている。
- 2) こうした分野からも文化遺産や自然遺産に対して注目が向けられている。経済学と指定文化財の研究が一例である、Benhamou, F (2012): *L'économie du patrimoine*; Éditions La Découverte, Paris 126pp.
- 3) 公共財の研究は、コモンズ研究として、アメリカを中心に進められてきた。1980年代以降の議論や今後の課題をまとめた論文集、Committee on the Human Dimensions of Global Change (2002): *The Drama of the COMMONS*; The National Academy of Sciences、茂木愛一郎・三俣学・泉留維 監訳 (2012): 『コモンズのドラマー持続可能な資源管理論の15年』; 知泉書館 665pp. を参照。
- 4) 公共財はもともと、思想、宗教、社会経済、法律の分野で用いられている概念であり、また文化圏によってその定義は少しずつ異なっている。ここでは複数のコミュニティによって生産または利用される共有の有形資源や無形資源のことを指す。値段がつけられない、コミュニティ全体が利用しアクセス制限がない、また、人間の生存に欠かせないことがその特徴である。
- 5) 例えば、文化や都市に関連した分析として、コモンズそのものを文化として捉え、自然保護を目的に、コモンズ論をさらに多様化させようとするものがある (秋道智彌 (2004): 『コモンズの人類学 文化・歴史・生態』; 人文書院 245pp)。その他にも、都市内にある小公園、集合住宅、まちなみ景観といった「地域共同空間」の管理にコモンズという考え方をを用いている (高村学人 (2012): 『コモンズからの都市再生ー地域共同管理と法の新たな役割』; ミネルヴァ書房 287pp)。
- 6) 例えば、イタリア人考古学者、美術史家、サルヴァトーレ・セッティス (Salvatore Settis, 1941-) の業績を参照。Settis, S (2012): *Azione popolare. Cittadini per il bene comune*; Giulio Einaudi editore, Torino 228 pp. 「Wellbeing」については、Sen, A (1999): *Commodities and Capabilities*; Oxford India Paperbacks, New Delhi, 89pp (初版は1987, Oxford University Press) を参照。
- 7) ギャレット・ハーディン (Garret Hardin, 1915-2003)、アメリカ人の生物学者。「The Tragedy of the Commons」『Science』、December 13, 1968, pp. 1243-1248、地球の資源と人口増加の関係性の研究、資源に限りがあること、科学的・技術的解決方法のみならず、人間性や倫理的価値が問題の解決に欠かせないことを主張したことで知られる。http://www.sciencemag.org/content/162/3859/1243.full.pdf?sid=6a01efdc-afd0-4d79-a09d-6d3a9bf2658f [最終閲覧 2013年9月11日]。
- 8) 「共有地の悲劇」と「非共有地の悲劇」については、Settis S:

- 「6. «Commons» e «Anticommons»: due opposte “tragedie”」; 同上 p.p. 83-90を参照。
- 9) マイケル・ヘッラー (Michael Heller, 1963-), アメリカ人の法律家。「The Tragedy of the Anticommons. Property in the transition from Marx to Markets」『Harvard Law Review』, January 1998. 北富士市で行われた『国際コモンズ大会第14回世界大会 (北富士大会)』14th Biennial IASC (International Association for the Study of the Commons) Global Conference, Japan, 3-7 June 2013, Mount Fuji, Lake Yamanaka and Fujiyoshida Cityでは、この「非共有地の悲劇」について基調講演を行った。
<http://www.youtube.com/playlist?list=PLACDB0B74B9F24998>
<http://iasc2013.org/jp/> [最終閲覧 2013年9月11日].
 - 10) マンサー・オルソン (Mancur Olson, 1932-1998)、アメリカの経済学者、社会学者、『集合行為論』で知られている。Olson, M (1965): The Logic of Collective Action. Public Goods and the Theory of Groups; Harvard University Press, Cambridge, Mass.. Ostrom, E (1990): “The logic of collective action”, Governing the Commons - The Evolution of Institutions for Collective Action; Cambridge University Press, Cambridge/New York, p.p. 5-7.
 - 11) エリノア・オストロム (Elinor Ostrom, 1933 - 2012)、アメリカ人の経済学者で、2009年にノーベル経済学賞を受賞。『Governing the Commons - The Evolution of Institutions for Collective Action』, Cambridge University Press, Cambridge/New York 1990. 山中湖村 (山梨県) を日本の事例として分析している: 「Hirano, Nagaike, and Yamanoka (*sic*) villages in Japan」, pp. 65-69.
 - 12) Settis, S (2012)、同上、p. 90.
 - 13) (2007): “Council of Europe Framework Convention on the Value of Cultural Heritage for Society, 27 October 2005”, International Journal of Cultural Property; Vol. 14, No. 4 (Nov. 2007), p.p. 432-440.
 - 14) (2011): ICOMOS General Assembly, Paris: Heritage as a driver of development. 最近では、Toyama Proposal on Heritage and Sustainable Development (Toyama, 5 November 2012)、稲葉信子2013「世界遺産条約採択四〇周年富山会合について～世界遺産と持続可能性～」『月刊文化財』第595号, p.p. 24-25、が挙げられる。
 - 15) Article 5. The conservation of monuments is always facilitated by making use of them for some socially useful purpose. Such use is therefore desirable but it must not change the lay-out or decoration of the building. It is within these limits only that modifications demanded by a change of function should be envisaged and may be permitted, the Venice Charter, ICOMOS 1964.
 - 16) Article 5. To ensure that effective and active measures are taken for the protection, conservation and presentation of the cultural and natural heritage situated on its territory, each State Party to this Convention shall endeavor, in so far as possible, and as appropriate for each country: 1. to adopt a general policy which aims to give the cultural and natural heritage a function in the life of the community and to integrate the protection of that heritage into comprehensive planning programmes, the Convention for the Protection of the World Natural and Cultural heritage, UNESCO 1972.
 - 17) Settis, S (2012)、同上、p.p.82-83.
 - 18) アマルティア・セン (Amartya Kumar Sen, 1933-), インド人の経済学者、1998年ノーベル経済学賞受賞者。
 - 19) マーサ・ヌスバウム (Martha C. Nussbaum, 1947-), アメリカ人の哲学者、センとともに人間の可能性 (the capability approach) を追求し、人間の生活の質について研究を続ける。発展は、経済的な成長 (economic growth) のみならず、取引をする自由、政治活動に参加する自由、長寿の可能性、といった活動の自由や生活関連の権利も重要な要素であると考えられる。Nussbaum, M C, Sen, A K (ed.) (1993): The Quality of Life; The United Nations University, reprinted (2009) Oxford University Press 453 ppは、1988年にヘルシンキ (フィンランド) 会議での論文をまとめたものである。
 - 20) (2004): Human Development Report. Cultural liberty in today's diverse world; United Nations Development Programme (UNDP) 12 pp. 「多様な今日の世界における文化的自由」という題目が、国連開発計画 (UNDP) の2004年の人間開発報告書には付けられている。まさに、アマルティア・セン、ヌスバウム、オストロムなどが考えた経済分野における能力向上と関係しており、人間はやはり、発展の中で自分たちの能力を向上させ、そして、それによって自分たちの生活の質を向上できる、そのためには、文化的自由が欠かせないという主張がなされた。この文化的自由は、例えば遺産にアクセスし、それを自分なりに解釈する、また遺産を文化交流の場として利用することで達成可能である。

Abstract: In the dichotomies established by the Western thought, “public” is opposite to “private”, but also to “secret”. These concepts, linked to different aspects regulating our society and developed through many centuries starting from the Roman law, have also an influence on the management and access to cultural heritage, such as historic architectures. The field of conservation, restoration and management of historic monuments has developed its own methods and guidelines, however sometimes seems to be left aside from the real changes in society, if not even felt as a impediment to its progress. Therefore, in order to solve this issue and ensure that the field of heritage conservation could play an active role inside the society and its continuous transformation, attention has been drawn to the ownership and the regulation of common goods, of which historic monuments and sites should be part of. Although it originally pertained to the socio-economic, philosophical and legal fields, the concept of “common good” or “commons” is the more and more frequently used in relation to cultural heritage. Reflecting on “public heritage” and, in particular, on “public architecture”, it seems interesting to look back at the past debate over the public nature of architecture and its contribution to society, especially when it has been recognized as a cultural asset. Already in the Venice Charter (1964) a social use of the monuments is considered to be desirable, while the World Heritage Convention (1972) underlines the importance to give the heritage “a function in the life of the community”. These arguments have led to underline heritage to be “a driver of development” (ICOMOS General Assembly, Paris 2011) and to link it with strengthening the human capabilities, one of the most important of which is considered to be the cultural dimension. In this respect, the access to heritage and its role as a place of cultural interchange becomes an essential factor.